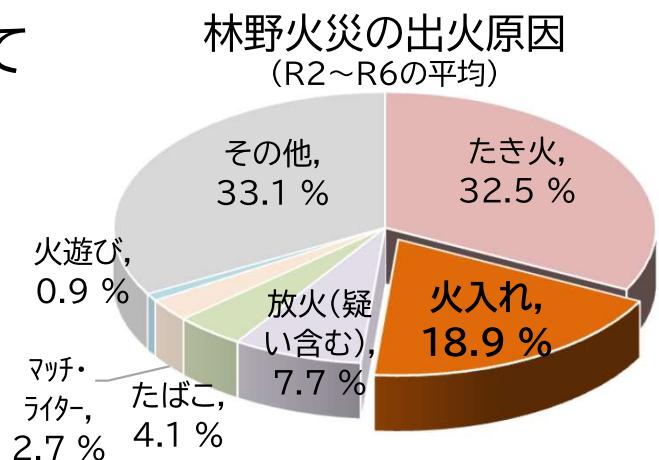


「火入れ」の実施には許可が必要です！

火入れ^{※1}は、林野火災において2番目に多い出火原因です。

※1 火入れとは、土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物を面的に焼却する行為。



- 森林又は森林の周囲1kmの範囲内の土地での火入れについては、事前に市町村の許可が必要です。
- 火入れは、①造林のための地ごしらえ、②開墾準備、③害虫駆除、④焼畑、⑤採草地の改良を目的とする場合に限り、許可されます。

このほか火入れ従事者の配置、防火帯の設置、緊急連絡体制の整備等火入れの実施にあたっては市町村長の指示に従う必要があります。

火入れを行おうとする際は、市町村の林務担当にご相談ください^{※2}。

※2 火入れに関する手続き等は市町村の条例等で定められています。



山火事注意